かんとう保全ニュース

令和５年夏号
２０２３年７月
国土交通省
関東地方整備局
営　繕　部

＜TOPICS＞
1．落下物が発生した場合の措置について
2．災害発生時の被災情報の共有が重要です
3．12条点検の改正について

1．落下物が発生した場合の措置について

落下物による二次的な人的被害が起こらないようにするためには！

自然災害や建築物の老朽化により、建築物に設置した部材で落下する可能性のものがいくつか考えられます。施設管理者として、定期点検などを行うことによって落下を未然に防ぐことが重要ですが、実際に落下が発生した時にどのような対応が必要となるかを把握しておくことも重要になります。ここでは、落下する恐れがあるもの、落下が発生した場合の対応例を紹介しますので参考にしてください。

落下する恐れがあるものは？

まずは、落下した物は何かを確認し、さらなる落下物の危険が無いかも確認する必要があります。
また、発生した場所によって対応が変わりますので、周囲の状況を把握した上で迅速な対応が必要になります。

（落下する恐れがあるものの例）

外壁タイル等

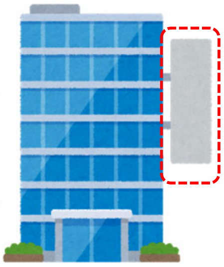
看板

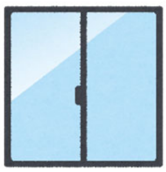
窓等

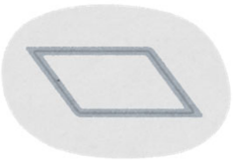
天井・点検口

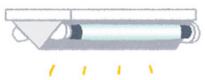
照明器具

空調機器

発生場所はどこか？

建物の出入口や歩行者用通路に落下した場合は、閉鎖や安全通路の確保が必要になります。
また、引き続き落下物の恐れがある場合や落下物の撤去をすぐにできない場合は、近づけないようにカラーコーン、ロープ等で立入禁止措置をしてください。

落下した外壁タイル

落下した天井材

安全を考えて対応しよう！ （具体的な対策の例）

⚠ 落下物の周辺は、カラーコーンや看板、貼紙等を用いて立入禁止措置を行うと二次被害を防げます。また、飛散しそうなものはビニルシート等をかぶせておくことも考えましょう。
通用口等の場所では、閉鎖すると共に迂回路までの誘導看板等を設置すると無理に通る人もいなくなります。
応急対応ができたら、次は復旧するために修繕計画を立てて予算の準備が必要になります。

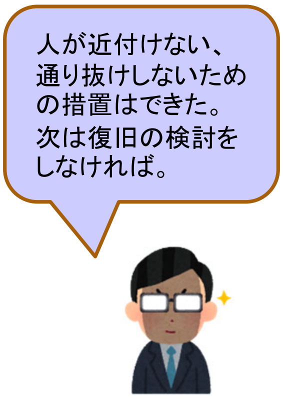

特に対策が必要な範囲 （災害危険度の大きい壁面と災害危険度の大きい範囲）

⚠ 災害危険度の大きい壁面（濃いグレーの★印の範囲）に剥落の恐れが確認され、その高さの２分の１の水平距離の範囲（水色の■印の範囲）に歩行者用通路等がある場合には、歩行者への危害防止のための立ち入り禁止措置等の対策を実施する必要があります。

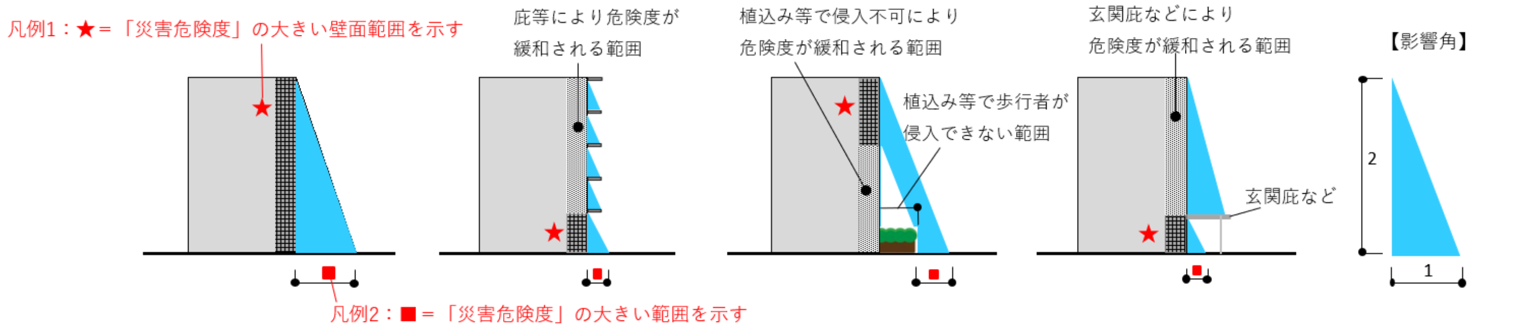

図　災害危険度の大きい壁面と災害危険度の大きい範囲

参考：剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針（平成２年国土交通省(旧建設省)住宅局建築技術審査委員会策定）第1章 4. http://www.est.hi-ho.ne.jp/okashou/gaihekisisin.pdf

２．災害時の被災情報の共有が重要です

○ 国土交通省への報告

地震、台風など災害が発生した場合、「官庁施設の被災情報伝達要領等」に基づき、担当管轄の営繕事務所等まで**速やかに被災情報を伝達**して下さい。

○ 官庁施設の被災情報伝達訓練について

（令和５年度は１０月中旬開催予定）

関東地方整備局営繕部では、官庁施設の被災情報伝達の枠組みについて各施設を管理する皆様にも理解を深めて頂き、**災害発生時に慌てることなく、被災情報の伝達を行うため**に**「官庁施設の被災情報伝達訓練」**を実施しています。

1） 「官庁施設の被災情報伝達要領」とは

平成２７年７月１７日に開催された「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するためめに「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めております。

【官庁施設の被災情報などを適切に共有することが重要】

被災情報の共有

施設管理者		官庁営繕部等
【施設管理者による災害対応】 ・施設点検 ・施設の機能が確保されているかの確認（施設継続使用の可否、応急措置の要否等の判断） ・来訪者、職員の安全の確保 ・二次災害の防止　など	被災情報支援要請 → 情報収集技術支援 ←	【官庁営繕部等の災害時の対応】 ・施設管理者への技術支援（各施設の被災情報を踏まえ、優先度に応じて適切な技術支援を実施）

「官庁施設の被災情報伝達要領等」については、下記の国土交通省ホームページに掲載しています。
〔取組根拠（上記会議の申し合わせ）、要領、様式、参考資料が掲載されていますので参照をお願いします〕
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

2 ）被災情報伝達の概要

伝達対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第１０条の施設
- 合同庁舎
- 一団地の官公庁施設
- 一般庁舎
- 国会関係施設
- 特別会計施設（国交省※）
- 裁判所
- 会計検査院　等

- 国会議事堂
- 労働保険官署及び職業安定官署　等

- 在外公館
- 公務員宿舎
- 国交省以外の特別会計施設（労働保険官署及び職業安定所官署を除く）
- 刑務所
- 防衛施設　等

※土木管理施設（ダム管理所等）、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

被災情報伝達の様式

【報告様式】
- 様式１→被災情報の取りまとめを行うための様式（様式２の集計欄の内容を転記）
- 様式２→各施設の被害情報を伝達するための様式
- 様式３→各施設の被災部位の写真を添付して伝達するための様式

伝達手段

【報告手段】
原則、パソコンからの電子メールで行う。電子メールが使用できない場合は、FAX等で行う。

どんなときに報告をしたら良いか

地震災害		その他の災害（風水害等）
震度５強以上の地域に所在する全ての施設 ※	震度５弱以下の地域に所在する被害があった施設 ※	被害があった施設
被害の有、無及び被害状況の報告	被害状況を報告	被害状況を報告

注意点
- 震度５強以上の施設は被害がなくても報告。
- 震度５弱以下の施設は被害があった場合のみ報告。
- 地震以外の災害は被害があった場合のみ報告。
- 報告は、被災後なるべく速やかにお願いします。

※各施設の震度情報は、気象庁ＨＰの地震情報を基に判定します。各施設に最も近接する震度観測点の震度となります。

3．１２条点検の改正について

改正概要

建築基準法　第12条で示す特定建築物等のうち、事務所その他これに類する建築物について、点検の対象範囲が拡大されました。拡大範囲の建築物は、「官公法に基づく点検」から「建基法に基づく点検」に変更になりました。（令和5年4月1日施行）

これを受けて、斜線部の部分の規模の建物に係る点検業務委託仕様書に記載する適用法令については見直しが必要になります。

建基法 現行：事務所その他これに類する建築物のうち、階数 5 以上で延べ面積1,000㎡超のもの

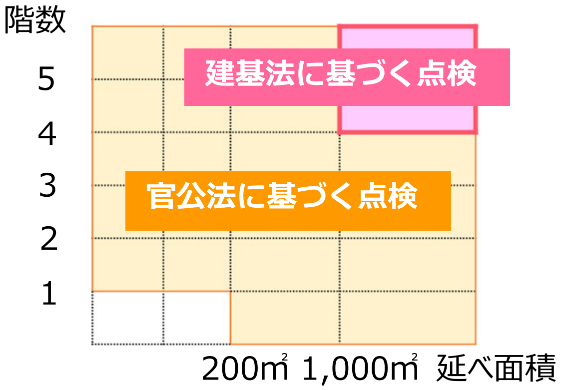

建基法 改正：事務所その他これに類する建築物のうち、階数 3 以上で延べ面積200㎡超のもの

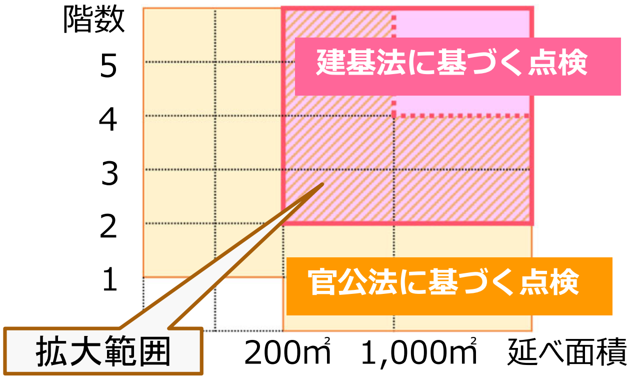

点検に関する官公法と建築基準法の主な法令・告示

項目		官公法	建築基準法
法　律		第12条第1項、第2項	第12条第2項、4項
告示	敷地及び構造	H20国交告第1350号（別表）	H20国交告第282号（別表第1）
告示	建築設備	H20国交告第1351号（別表第1～4）	H20国交告第285号（別表第1～4）
告示	防火設備	H20国交告第1351号（別表第5）	H28国交告第723号（別表第1～4）

編集事務局
国土交通省　関東地方整備局営繕部　保全指導・監督室　保全担当
〒330-9724　さいたま市中央区新都心2-1　Tel　048-600-1357

関東地方整備局HP
保全業務に関するサイト

ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室	https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	（電話）	048-600-1357	（Fax）	048-600-1397
東京第一営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	（電話）	03-3363-2694	（Fax）	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	（電話）	03-3531-6550	（Fax）	03-3531-6695
甲武営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/	（電話）	042-529-0011	（Fax）	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	（電話）	028-634-4271	（Fax）	028-632-6229
横浜営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	（電話）	045-681-8104	（Fax）	045-224-8974
長野営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	（電話）	026-235-3481	（Fax）	026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。
営繕部調整課　（電話）　048-600-1355　（Fax）048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。